

春日部市防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例

春日部市防犯のまちづくり推進条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(組織) 第12条 協議会は、委員 <u>11人</u> 以内をもって組織する。	(組織) 第12条 協議会は、委員 <u>15人</u> 以内をもって組織する。

附 則

この条例は、平成24年6月20日から施行する。